

平成 30 年度青森市防災会議 会議概要

1 開催日時 平成 30 年 8 月 10 日（水） 14：30～15：20

2 開催場所 青森市役所柳川庁舎 2 階 大会議室（講堂）

3 出席者 【委員】

出席者名簿のとおり

【事務局（総務部危機管理課）】

廣津明男（参事兼危機管理監・課長事務取扱）、川村一功（副参事）、
吉田翼（主事）

【事務局（浪岡事務所総務課）】

長谷川敬（次長・課長事務取扱）

【事務局（都市整備部公園河川課）】

高村功輝（課長）、加藤幸樹（主幹）、塚本益（主査）

4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 報告

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

【報告 1：避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正について】

[配布資料：資料 1「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正について」]

◆資料 1 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正について</p> <p>青森市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルについては、昨年国が策定した避難勧告等に関するガイドラインの一部改定及び青森県が策定した平成 30 年度水防計画に基づき、修正した。</p> <p>主な修正項目は五つあり、</p> <ol style="list-style-type: none">1 つ目に、避難情報の名称2 つ目に、避難情報ごとの住民に求める行動3 つ目に、避難勧告等の発令の判断基準4 つ目に、避難勧告等の伝達内容5 つ目に、第 4 編 津波災害の新設 <p>等を修正しており、5 つ目の第 4 編 津波災害の新設につい</p>
-----	--

ては、1つ目から4つ目の修正点の中で説明する。

1つ目の「避難情報の名称」に係る修正については、避難準備情報を高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、避難準備・高齢者等避難開始に変更した。

併せて、避難勧告と避難指示の差異が明確となるように、避難指示に（緊急）を付記した。

2つ目の「避難情報ごとの住民に求める行動」に係る修正については、避難行動を具体的に示し、現在いる危険な場所からの避難行動として立退き避難のほか、災害が発生した場合や災害の発生が切迫し、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行うことも避難勧告等が促す避難行動とした。

3つ目の「避難勧告等の発令の判断基準」に係る修正については、空振りをおそれず、判断基準に基づき避難勧告等を発令するため具体的でわかりやすいように修正した。

(1) 水害における避難勧告等の発令の判断基準については、避難判断水位に到達し、引き続き水位上昇が見込まれる場合は、避難準備・高齢者等避難開始としており、氾濫危険水位に到達した場合には、避難勧告とした。

このほか、具体的な判断例を示した。

(2) 土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準については、国や県が発表する土砂災害が発生する可能性のあるエリアの危険度分布を色分けで表示した土砂災害に関するメッシュ情報を発令の判断基準とした。

このほか、具体的な判断例を示した。

(3) 高潮災害における避難勧告等の発令の判断基準については、リードタイムを十分とって発令できるよう、高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い場合に、避難準備・高齢者等避難開始の判断をすることとした。

このほか、具体的な判断例を示した。

(4) 津波災害における避難指示（緊急）の発令の判断基準については、どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、避難指示（緊急）を発令することとした。

4つ目の「避難勧告等の伝達内容」に係る修正については、避難対象者が取るべき避難行動を理解できるように、伝達文は、災害ごとに簡潔に緊迫感のある表現で、取るべき行動を

	<p>具体的に示すこととした。</p> <p>5 つ目の「その他の修正」については、用語の整理を行ったほか、青森県水防計画の岩木川及び十川に関する部分において浪岡地区の一部が対象とされていることから追加、修正した。</p> <p>避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正については、以上である。</p>
--	--

◆質疑等

特になし。

【報告 2：青森市津波避難計画の修正について】

[配布資料：資料 2「青森市津波避難計画の修正について」]

◆資料 2 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○青森市津波避難計画の修正について</p> <p>昨年国が策定した避難勧告等に関するガイドラインの一部改定及び報告 1 で説明した青森市が修正した避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき青森市津波避難計画を修正した。</p> <p>修正項目は、</p> <p>1 つ目に、避難指示（緊急）の発令基準</p> <p>2 つ目に、避難指示（緊急）発令時の状況と住民に求める行動</p> <p>3 つ目に、避難指示（緊急）の発令内容の伝達文例等である。</p> <p>1 つ目の「避難指示（緊急）の発令基準」については、どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、避難指示（緊急）を発令することとした。</p> <p>2 つ目に「避難指示（緊急）発令時の状況と住民に求める行動」については、津波に対応した指定緊急避難場所への避難としたことに加え、立退き避難が、かえって命に危険を及ぼしかねない場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行うこととした。</p> <p>3 つ目の「避難指示（緊急）の発令内容の伝達文例」については、避難対象者が取るべき避難行動を理解できるように、伝達文は、簡潔に緊迫感のある表現で取るべき行動を具体的に示すこととした。</p> <p>4 つ目の「その他」として、第 7 章の「津波に対する教育・</p>
-----	--

	<p>啓発及び訓練」では、避難所標識板の写真を追加したほか、資料編の「津波に対する船舶対応表」を青森海上保安部から提供がありましたので差し替えるなど、修正した。</p> <p>青森市津波避難計画の修正については、以上である。</p>
--	--

◆質疑等

特になし。

【報告 3：災害時における各種応援協定の締結について】

[配布資料：資料 3「災害時における各種応援協定の締結について」]

◆資料 3 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○災害時における各種応援協定の締結について</p> <p>災害時における各種応援協定については、本年 2 月の青森市防災会議の開催以降、福祉避難所の確保に関する協定を、社会福祉法人明恵会と本年 8 月 1 日に締結している。</p> <p>締結内容については、青森市内で災害が発生した場合において、社会福祉法人明恵会が所有する施設の一部を、本市の指定避難所での生活に支障があると認められる者を受け入れるための福祉避難所として使用することについて、必要な項目を定めた協定となっている。</p> <p>なお、収容可能人数については、49 人である。</p> <p>市としては、引き続き関係機関、企業、団体等への協力をお願いし、防災対策の強化に努める。</p> <p>災害時における各種応援協定の締結については、以上である。</p>
-----	--

◆質疑等

特になし。

【報告 4：平成 29 年度における青森市の主な災害状況について】

[配布資料：資料 4「平成 29 年度における青森市の主な災害状況について」]

◆資料 4 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○平成 29 年度における青森市の主な災害状況について</p> <p>資料には、警報の発表状況、市の配備体制、被害状況を表にしており、昨年度、青森市を通過した台風はなかったものの、低気圧や前線及び気圧の谷の通過などによる大雨・洪水・暴風等の警報発表により、青森市が災害の準備体制等を敷い</p>
-----	--

	<p>た事案は、9回あった。</p> <p>1つ目の平成29年4月18日は、日本海を北上した低気圧による暴風により、トタンの剥離やガラス割れ、倒木等53件の被害が発生した。</p> <p>2つ目の平成29年7月22日から翌23日は、梅雨前線の停滞に伴う大雨により、道路冠水等7件の被害が発生した。</p> <p>3つ目の平成29年8月24日は、低気圧と前線の影響に伴う大雨により、マンホール周辺の地面陥没1件の被害が発生した。</p> <p>4つ目の平成29年9月10日は、気圧の谷の通過に伴う大雨により、道路冠水2件の被害が発生した。</p> <p>5つ目の平成29年9月17日から翌18日は、台風18号が九州上陸後、日本海で温帯低気圧となって青森県付近を通過した暴風により、トタンの剥離、シャッターの損壊、倒木等86件の被害が発生した。</p> <p>6つ目の平成29年10月23日は、台風21号が本州上陸後、福島県沖太平洋で温帯低気圧となり、その後青森県付近を通過した暴風により、歩行者の転倒による人的被害1件、窓ガラスの破損等2件の合計3件の被害が発生した。</p> <p>7つ目の平成29年12月25日は、日本海を北上した低気圧が北海道付近で発達したことによる暴風により、飛散したトタンが顔面を直撃して負傷した人的被害1件、トタンの剥離やシャッターの損壊等5件の合計6件の被害が発生した。</p> <p>8つ目の平成30年2月17日から翌18日は、日本海を北上した低気圧が北海道付近で発達したことによる暴風により、看板の破損、シャッターの損壊、倒木等5件の被害が発生した。</p> <p>9つ目の平成30年3月1日から翌2日、日本海と太平洋を北上した2つの低気圧が北海道付近で1つになり発達したことによる暴風により、トタンの剥離、外壁の剥離、ビニールハウスの破損、シャッターの損壊等8件の被害が発生した。</p> <p>平成29年度における青森市の主な災害状況については、以上である。</p>
--	---

(4) 議事

【案件1：青森市地域防災計画の修正(案)について】

[配布資料：資料5「青森市地域防災計画の修正(案)について」]

◆資料5に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○青森市地域防災計画の修正（案）について</p> <p>本日の防災会議では、4項目について修正することを提案する。</p> <p>1つ目の「避難の勧告、指示の基準の修正」については、青森県地域防災計画の一部修正に合わせ、青森市地域防災計画の風水害等対策編及び地震・津波対策編の避難の勧告、指示の基準を修正することを提案する。</p> <p>(1)の風水害等対策編については、発令基準の一つである土砂災害警戒情報の発表が、修正前は避難準備・高齢者等避難開始の基準であったが、修正後は避難勧告の基準に修正するものである。</p> <p>(2)の地震・津波対策編については、避難勧告は発令せず、避難指示のみとし、津波注意報が発表された場合等においても、避難指示を発令することに修正するものである。</p> <p>2つ目の「組織・機構の見直しに伴う部・課名、担当業務の修正」については、本年4月1日の組織改正により、部・課・室の新設や廃止が行われていることから、青森市地域防災計画全編にわたり、青森市災害対策本部の編成及び担当業務に関して修正するものである。</p> <p>3つ目の「災害時における各種応援協定の追加」については、本年8月1日、社会福祉法人明恵会と、福祉避難所の確保に関する協定を締結したものであり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デイサービスセンターふれあい」が収容可能人数20人 ・「居宅介護支援事業所ふれあい」が収容可能人数8人 ・「グループホームふれあい」が収容可能人数21人 <p>の3施設、収容可能人数合計49人について、青森市地域防災計画の「資料・様式編」に追加するものである。</p> <p>なお、本協定の締結により、福祉避難所については、24法人38施設、収容可能人数は2,242人である。</p> <p>4つ目の「その他」については、用語や資料・青森市防災会議委員名簿の機関名、役職等を修正するものである。</p> <p>青森市地域防災計画の修正案については、以上である。</p>
-----	--

◆質疑等

特になし。事務局提案のとおり修正について承認された。

【案件2：青森市水防計画の修正(案)について】

[配布資料：資料6「青森市水防計画の修正(案)について」]

◆資料 6 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○青森市水防計画の修正（案）について</p> <p>1つ目の「青森市水防計画」については、水防法第33条の規定に基づき、指定水防管理団体である青森市が、県の水防計画に応じて、洪水や津波、高潮等による水害を警戒・防御し、これによる被害の軽減を図るため、水防上必要な事項を定めたものである。</p> <p>主な記載内容としては、河川等の監視・警戒、通信、連絡、輸送及びダム等の操作、水防活動、水防管理団体間の協力等について明記している。</p> <p>また、水防計画を変更しようとするときは、青森市防災会議条例第2条第3項の規定により、本防災会議において調査、御審議いただき、承認を得て変更した後に、その要旨を公表し、県知事へ届出することになっている。</p> <p>2つ目の「青森市水防計画の修正理由」については、近年、全国各地で集中豪雨等による水害が多発していることを背景に、水防法の改正や国土交通省のガイドラインである水防計画作成の手引きが大きく改定されたことから、青森県水防計画や青森市地域防災計画との整合性を図りながら、本計画を修正するものである。</p> <p>3つ目の「旧計画と修正案の構成比較」については、新たに「第6章 気象予報等の情報収集」、「第7章 ダム・水門等の操作」、「第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」を追加したものである。</p> <p>4つ目の「主な修正内容」については、</p> <ul style="list-style-type: none">・第1章では、水防対象として津波を追加し、また、用語の定義や水防活動従事者の安全確保等についても追加・第4章では、洪水予報河川及び水位周知河川における氾濫発生情報等の発表基準や水防団体の出動目安となる水防警報の内容を追加・第6章では、水位観測所及び気象予報の入手先を追加・第7章では、青森地区の下湯ダムや浪岡地区の十川沿岸の排水機場に関する内容を追加・第10章では、水防活動に関する具体的な内容を記載しており、緊急時の公共用地以外の通行や警戒区域への立入り禁止等について追加・第12章では、河川管理者である国、県及び下水道管理者、また、企業や自主防災組織等との協力や応援について追加
-----	---

	<p>・第 16 章では、近年、水防上、特に重要視されている内容であり、洪水や津波に対するソフト面での対策である浸水想定区域の公表、ハザードマップの作成・周知、要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成等について追加したものである。</p> <p>このほか、水防計画作成の手引きや青森県水防計画に応じて、適宜、文言等を修正するものである。</p> <p>5 つ目の「修正後の主な内容」については、青森市水防計画の修正後における各章の項目及び主な内容を整理し、記載したものである。</p> <p>青森市水防計画の修正案については、以上である。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。事務局提案のとおり修正について承認された。

【案件 3：平成 30 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について】

[配布資料：資料 7「平成 30 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について」]

◆資料 7 に基づき、事務局より説明を行った。

事務局	<p>○平成 30 年度青森市総合防災訓練の実施(案)について</p> <p>1 つ目の「訓練実施の目的」については、災害対策基本法第 48 条及び青森市地域防災計画に基づき、防災関係機関、団体と地域住民の参加による連携を強化すること、災害を想定した各種訓練を行い、災害の予防、応急対策等の防災活動を迅速、的確かつ総合的に実施できるようにすること、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施するものであり、今年度は、市民自らが考え、実効性のある避難行動訓練をメインに考えている。</p> <p>2 つ目の「訓練実施の内容」については、洪水ハザードマップを活用し、河川の氾濫を想定した避難行動や避難所運営の訓練を予定している。</p> <p>3 つ目の「訓練実施予定日」については、本年 10 月 13 日、土曜日、午前 8 時開始、午後零時 30 分頃の終了を予定している。</p> <p>4 つ目の「実施地区」については、今年度も、青森地区と浪岡地区の 2 地区とし、青森地区は、堤川下流の 17 町会を対象に、浪打中学校を指定避難所として開設、運営する予定である。</p>
-----	--

	<p>また、浪岡地区は、昨年度訓練を実施した対岸である浪岡川の北側 4 町内会を対象に、浪岡北小学校を指定避難所として開設、運営する予定である。</p> <p>5 つ目の「災害想定」については、台風の接近に伴い、大雨警報・洪水警報・暴風警報が発表され、青森地区では堤川が、浪岡地区では浪岡川が氾濫するという想定であり、各水位に合わせ、順次避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令して訓練を行う予定である。</p> <p>6 つ目の「訓練項目」については、青森地区と浪岡地区の共通する訓練項目として、現地災害対策本部の設置訓練、避難所開設準備訓練、高齢者等避難誘導訓練、避難広報訓練、避難所開設・運営訓練、炊き出し訓練等のほか、青森地区では、防災講話や自衛隊・海上保安部による人命救助訓練等を行い、浪岡地区では、消防団による土のう積み訓練、浪岡消防署員による救急救命訓練、災害救助犬による捜索訓練等を行う予定である。</p> <p>今後、それぞれの地域住民の皆様をはじめ、関係機関や団体と調整を図り、皆様のご協力を得ながら実施したいと考えている。</p> <p>平成 30 年度青森市総合防災訓練に実施案については、以上である。</p>
--	---

◆質疑等

特になし。事務局提案のとおり修正について承認された。

(5) 情報交換

小野寺 会長	これより、情報交換の場とするが、青森地方気象台の越後委員から情報提供がある。
越後委員 (青森地方 気象台)	<p>青森地方気象台から、大雨警報、洪水警報の危険度分布について簡単に説明する。</p> <p>土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報浸水害の危険度分布、洪水警報の危険度分布の 3 つの図があり、危険度が分かるように地図上に色付けして情報を提供しており、昨年の九州福岡豪雨の時から情報提供を始めている。</p> <p>基本的には、常に分かりやすい情報で、市民の方々自らが自分で判断して避難行動する、まさに自助を目的に提供しているが、先日の平成 30 年 7 月豪雨の際には、一般の方々の御理解が進んでいないといった問題点も浮き彫りになった。</p>

	<p>より危険度分析の周知を図るために作成したポスターの下部にはQRコードを掲載しており、スマートフォンからアクセスし、現在位置取得ボタンをタップすると、今自分がいる場所や付近のそれぞれの危険度分布を簡単に確認できる。</p> <p>なお、今年8月中旬の改善後には、直ぐに自分のいる場所のコンテンツまで接続する仕組みに変更予定である。</p>
小野寺 会長	<p>今の情報提供に質問等ないか、なければ次に、青森河川国道事務所の澤田防災課長から情報提供がある。</p>
澤田 防 災 課長 (東北地方 整備局青 森河川国 道事務所)	<p>青森河川国道事務所からは、平成30年7月豪雨に係る青森河川国道事務所の活動状況をお知らせする。</p> <p>平成30年台風7号及び前線等により甚大な被害が発生している中国地方へ、被害状況の把握及び被害拡大の防止、災害復旧工事の技術的な支援のため、TEC-FORCEを派遣しており、青森河川国道事務所から5名派遣した。</p> <p>国土交通省からは、全国からTEC-FORCE延べ9,441人を派遣し、現在も継続中である。</p> <p>なお、当事務所からの派遣職員は、第2陣4名と第4陣1名で岡山県と広島県に行っており、詳しい内容については、東北地方整備局のホームページに掲載しているピックアップ情報TEC-FORCEから確認できるので、情報提供する。</p>
小野寺 会長	<p>今の情報提供に質問等ないか、なければ、ほかに情報提供はないか。</p>
越後委員 (青森地方 気象台)	<p>青森地方気象台から台風情報ですが、台風13号は逸れたものの、台風14号は、九州方向から中国方向に一旦向かって韓国を横切って、北海道あるいは青森方面に向かう予想である。</p> <p>お盆期間中の8月15日あるいは翌16日くらいに接近する可能性があり、今はまだ不確実な情報であるが、折角の機会であるので紹介する。</p>
小野寺 会長	<p>この際、ほかに情報提供はないか、なければ、本日の会議すべて終了とする。</p>

(6) 閉会

各団体への今後の協力を依頼し、閉会した。